

（午前10時57分～午前11時36分）

教育長 それでは、休憩を解き再開いたします。

日程5（4） 諮第2号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」

教育長 案件（4）諮第2号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」を事務局より説明をお願いいたします。
教育部次長。

教育部次長 ただ今提案になりました、諮第2号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」の提案理由の説明を申し上げます。議案書9ページ、参考資料の9ページ以降をご覧くださいませでしょうか。
本案は、香芝市議会9月定例会に上程いたします、令和5年度香芝市一般会計歳入歳出決算に関しまして、教育に関する事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を聴取するものでございます。
令和5年度の主な事業といたしましては、小学校・中学校生理用品設置事業、小学校及び幼稚園遊具整備事業、小学校長寿命化改良事業、小学校・中学校就学援助費拡充事業、二上山博物館DX化推進事業などがございます。
何とぞ慎重ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。
教育部長。

教育部長 ご質問いただく前に、ざっとでございますけれども教育費全体の支出の状況について少しご説明させていただきたいと存じます。教育費全体の支出済み額につきましては40億2,272万1,000円ということで、これは予算をつけていただいたうちの89.9%を執行しているという状況でございます。これは前年度に比べまして2億3,591万2,000円増加、約6.5%ですけれども増加いたしております。教育費全体が香芝市の支出全体歳出全体に占める割合でございますけれども、14.1%ということになってございます。
執行内容でございますけれども、教育総務費全体で4億1,583万1,000円。小学校費で9億5,540万6,000円、中学校費で3億2,522万2,000円、幼稚園費で10億5,597万6,000円、社会教育費で4億854万2,000円、保健体育費で8億6,174万3,000円ということになってございます。
増加をしている内訳でございますけれども、小学校費の学校管理費の工事請負費4億9,271万6,000円。また幼稚園費の教育振興費で、これは扶助費でございますけれども2,941万9,000円。また、博物館費の委託料としまして3,800万円等、様々なところで増加をいたしております。
一方減少しているものもございます。例えばですけれども、大きなところで学童保育費でございます。これにつきましては、令和5年度から学童保育費が小学校費から民生費の方に移っておりますので、委託料の方が大きく減少している形になってございます。
そういった増減を経ながら、歳出全体としましては、令和4年度の決算額

を6.5%上回っているというところで、積極的な施設整備等もございましたので、こういった状況になっているという概観でございますけれども、ご報告をさせていただきたいと思います。また細かいところはお質問いただければと存じます。以上です。

教育長 内容を細かくご説明していただきましたけれども、ご質問等、ご意見はございませんか。
田中委員。

田中委員 歳入の20ページ、21ページ。ここで16款2項2目の1節の土地売払収入というのが上がっていて金額と調定額と収入済額からいうとこれ上がっているのは何かということ、それとこの差が約52%になっている部分。この説明がまず一つ。
それから、もう一つは24ページ、25ページ。ここのスポーツ振興くじ助成金で具体的にどういうことをされたのかという説明。この二つを歳入の部分でご説明をお願いしたいと思います。

教育長 教育部次長。

教育部次長 土地売払収入でございますが、国道168号線拡幅工事に伴う土地売払収入でございます。これにつきましては、「赤から鍋（飲食店）」でございますね。あの歩道橋の部分のうちの土地売払収入でございます。このうちの315万4,640円が教育総務課で執行しているものになりますので、他の金額につきましては市長部局でのものになってございます。以上です。

教育長 よろしいですか。

教育長 まなび推進局長。

まなび推進局長 スポーツ振興くじ助成金73万3,000円につきましては、スポーツイベントを実施しております。「かしばスポーツ weeeeek（ウィーク）」と題しまして、体力測定会やニュースポーツの体験会等やってございますのでそちらの事業費に充てさせていただいております。以上です。

教育長 他に質問等ございませんか。
關野委員。

關野委員 今ご説明ありましたように教育全体で執行率が約90%、それぞれの項目についても執行率は90%とかなり予算通り、また計画通りに実施されているんじゃないかと解釈できるんです。ただちょっと、小学校費を見ましたら執行率が約70%ですね。かなり低かったんですが、ここに何か理由はあったんでしょうか。

教育長 教育部次長。

教育部次長 小学校費の執行率につきましては、工事の執行が令和5年度の工事費を令和6年度に繰り越しておりますので、その部分で執行できなかったということでございます。

教育長 よろしいですか。

教育長 他に質問等ございませんか。
田中委員。

田中委員 私も關野委員と一緒に、かなり高い執行率でいろんな事業をまとめていただいていると思います。その中で、令和５年度は、まだコロナの影響等もあって、おそらく振興費、負担金、補助金、旅費、報酬、そこら辺の部分でまだ影響が残っていて、小学校費が少し残っているのかなと思っています。
その中で、具体的なところでいくつか質問があります。小学校費３４ページ、３５ページの１７節の備品購入費、これが２割ぐらい残っている部分がある。それと、同じく小学校費３６ページの３目の１８節の負担金、補助金及び交付金、これは学童保育費なので先ほど部長から説明あった部分と関連するのかなと思いますけれども、繰り越されていて実際に執行額がちょっと低い。ここについては、先ほどの部長からの報告の関連かなとは思いますが、その部分、これで間違いないのかどうかお教えいただきたいと思っています。
そうですね、歳出に関して、この２点についてご説明いただけたらと思います。

教育長 暫時休憩いたします。

(午前１１時０９分 休憩開始)
(午前１１時１３分 休憩終了)

教育長 休憩を閉じて再開いたします。

教育長 教育部次長。

教育部次長 備品につきましては、確認をさせていただきます。小学校費、目３の学童保育費につきましては先ほど部長が説明しました通り、民生費に移動したということでございます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 他にご質問、ご意見はございませんか。

教育長 ございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議等がないようですので、本案についての意見聴取を終えることにいたします。

追加案件（１） 諮第３号「香芝市議会議案の作成に伴う意見聴取について」

教育長 続きまして、追加案件（１）諮第３号「香芝市議会議案の作成に伴う意見聴取について」事務局より説明をお願いいたします。

教育部次長。

教育部次長

ただいま提案になりました諮第3号「香芝市議会議案の作成に伴う意見聴取について」の提案理由の説明を申し上げます。追加の議案書1ページ、追加の参考資料1ページから6ページをご覧くださいませでしょうか。

本案は、香芝市議会9月定例会に上程いたします、令和6年度香芝市一般会計補正予算第4号に関しまして、教育に関する事務に係る部分について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を聴取するものでございます。

内容としましては、体育館へ空調設備を整備するための設計委託料、小・中学校の標準服購入補助金及び小・中学校標準服無償化に伴う人員の確保を行うものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。
田中委員。

田中委員

いくつかあるんですが、まず一つ目です。教育債を発行されるということになっていまして、おそらく5ページの設計委託料あたりになるのかなと解釈しているんですが、具体的にこの教育債の使い道についてご説明願えたらと思います。

教育長

教育部次長。

教育部次長

今、お見込みの通りでございまして、教育債の750万円は施設整備工事設計委託料750万円に充当するものでございます。

教育長

他にございませんか。
田中委員。

田中委員

今回の歳出の中で標準服購入費の補助金ということで、小学校で約1,400万円、中学校で約2,900万円となっています。正直言いまして、私の個人的な意見としましては、いわゆる消耗品であるので、これを市の費用で賄うというのは、いかがなものかという部分があります。と言いますのも、少し私の耳に入ってくる意見の中では、例えば、1人目の子どものときは親も新しい制服を着せようと頑張る。ところが、2人目のときには、上の子のお下がりを着せて入学式に行く、ないしは、同級生の保護者さんと話合いをして譲り合いをしている。こういうことが多いという意見がいくつか入ってきています。中学生でしたらまだ長く着られるかわかりませんが、小学校であれば着られなくなるのが早いのかなと思います。そうなったときに、最近のSDGsとかいろんな部分から考えたときに、果たしてこの制服の行き場というのはどういうところになるのかなと。そういう部分で、少し疑問が残る部分はあります。ただ、正直言いまして教育部の予算から見ても1%以下ですので、おそらく新たにどこか別のところから財源を持ってくる必要があるわけでは全くないというのも理解できます。

あえてこういうことをお話しさせてもらっているんですけども、もう一つ懸念するのは、1度始めてしまうと、たぶん誰も止められなくなってしまうと思うんです。そういう部分も、非常に私は懸念しております。

実際、制服を買うのが困難であるご家庭においては、就学の補助や何かし

らの施策のもとで、たぶんそういうものは賄えていると思います。何が何でも反対とかそういう意味では全くないんですけれども、あくまでも個人の意見として、そういういくつかの意見も含めて、多少疑問をもっています。

例えば、この費用というのを14校で割って、例えば小学校だったら6年、中学校だったら3年、これ1校あたりに具体的にかけられるお金が一体いくらになるのかという部分を計算しました。そういう見方をしてしまうと、特にネガティブなふうにとってしまうんですけれども、先ほども言ったみたいに、教育部の予算としても1%を切っていますので、他のところに多大な影響が及ぶわけでもないですし、新しい制服を着るっていうことも、それはそれで子どもたちにとっても嬉しいことだろうと思いますし、家庭にとっても、「こんな絶対要らんわ」っておっしゃる家庭も全くないだろうと思います。あくまでも、そういう考え方、そういう意見もあるということを少しご報告させてもらいと思います。私の個人的な意見を含め、ちょっとお話しさせていただきました。以上です。

教育長 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。このことについてご意見ございますか。
 教育部長。

教育部長 今、田中委員からいただいたご意見ですけれども、確かに私どもも、この4,300万円という予算をいつまでこれを実施されるのか、10年やり続けると4億円、施設整備も含めてこれからたくさんお金が必要になってくるという中で言いますと、決して小さなお金ではないと考えているところでございます。ただ市長としての公約、市長の所信表明にあったものを実現するための補正予算ということで、私どもも、これをどのように前向きに捉えるかにつきましては、今いただいたご意見も踏まえて、そういったご懸念をどうプラスに転換していくのかということをしかりと保護者の方に説明していく必要があるのかなというふうに理解しましたので、本当に貴重なご意見として受けとめさせていただきたいと考えてございます。

 またリサイクル、洗い替えも必要でございましょうから、新しい標準服を着て入学式を迎えるということは大変喜ばしいことであると保護者の方は捉えてくださると思います。一方おっしゃっているようにSDGsの観点からしてもこの衣料を無駄にしないというところで言いますと、お下がりという文化は大切にしないといけないものでございますので、そういったこともしっかりと根付くようなことも並行して発信していきたいなというふうに考えてございます。以上です。

教育長 ありがとうございます。今後、考えていく部分もあるということで部長から説明がありました。

教育長 他にご質問、ご意見はございませんか。

教育長 ございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議等がないようですので、本案についての意見聴取を終えることにいたします。

追加案件（２） 議第２１号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について」

追加案件（３） 議第２２号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の７の規定に基づく協議について」

教育長 続いての案件ですが、追加案件（２）議第２１号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について」と、追加案件（３）議第２２号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の７の規定に基づく協議について」は重複する内容がございますので一括審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、追加案件（２）と追加案件（３）は一括審議といたします。

教育長 追加案件（２）議第２１号「市長と教育委員会の地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について」と、追加案件（３）第２２号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の７の規定に基づく協議について」を事務局より説明お願いいたします。

教育部次長。

教育部次長 ただいま提案になりました議第２１号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について」及び議第２２号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の７の規定に基づく協議について」の提案理由を申し上げます。追加の議案書２ページから６ページ、追加の参考資料７ページから９ページをご覧くださいませでしょうか。

本案は、地方自治法第１８０条の２の２及び第１８０条の７の規定に基づき市の令和７年１月の機構改革に向けて、事務の補助執行について協議を行うものでございます。

内容といたしましては、１点目は認定こども園・保育所の事業の運営・管理を教育委員会で補助執行を受け業務を行っていましたが、補助執行を解除し市長部局に戻すものでございます。２点目は、学童保育所の事業の運営・管理を新たに教育委員会で補助執行するものでございます。３点目は、教育委員会の所掌に係る文書及び法制に関することと幼稚園の事業の運営・管理を市長部局で補助執行をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等がございますか。
關野委員。

關野委員 正直、この資料を見ていまして内容がよくわかりません。学童は教育委員会が運営するという形ですか。そういうふうになっていますけれども。ところが方針は市が決めると。何かちょっとその辺がどうなのかなという気もしたんです。今までやっていたことが変わっていくというのは、どうもやっぱり私が実際に業務に携わっていないのでピンとこない面もあります。だから、今回いろいろ考えて、このほうが業務として効率的でスムーズにいくのかなと、そういうふうにして考えざるをえないかなというのが正直な感想です。

教育部長

今回の組織改編を市長部局の方で計画されております。肝のところでございますけれども、新たな「子ども家庭部」（仮称）という部を創設し、その部で就学前の子どもたちの保育教育を一元的に管理・運営するというコンセプトがございます。それに伴いまして、今、こども課で運営しております公立の幼稚園、保育所、認定こども園につきましても、新たな創設される部で運営するということになりますので、本来教育委員会で実施しないといけない幼稚園の管理・運営ということにつきましては、市長部局に移っていくということです。

一方で今回の組織改変の就学前と就学後に子どもたちを分けて、受けもつということも一つの大きな肝になってございますので、そういうところで学童に関しましては小学校との親和性が非常に高いということで、本来は福祉事業でございますけれども、教育委員会のほうで管理・運営するほうが子どもたちにとっては一体的な運営ができるだろうというそういう配慮で今回の補助執行の協議がなされているとご理解いただきたいと考えてございます。

一方で、本来それぞれの法で所管しないといけないところに関してまでは、補助執行という名のもとにはできないだろうということで、先ほど關野委員がおっしゃったような、基本的方針、学童保育を今後どうしていくんだというような根本のところについてはまだ福祉の方にこれは置くべきであろうと考え、一方、日々の運営については、教育委員会で補助的に執行するというそういう考えで、私どもも理解しているところでございまして、なかなかこの法が縛っております根本的なところには、補助執行というものは及ばないというようにご理解いただき、この協議書については、ぜひご理解いただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

教育長

他にございませんか。
田中委員。

田中委員

今部長にご説明いただいた話で、ここの中身の振り分けが少し、私の中ではすっきりとしました。「なぜなんだろう」という部分がいくつかあったんですけれども、今の説明で随分とすっきりしました。そういう組織改革含めて、ある部分で前と後というふうな区分けというのは、これはこれで今のこの子育ての流れからいうと穏当なやり方ではないかなというふうに思います。なかなか、この180条の部分は解釈の仕方が特に難しいですので、大変だと思いますけれども、現実的には子ども、それから保護者の方ですね、この方々がスムーズに入所なり入園なりができて、なおかつ保護者の方も、なるべく負担のない形で手続き等をできるようにしてもらえたらなというふうに思います。以上です。

教育長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長

議第21号につきまして、ご異議はございませんか。

各委員

（「異議なし」の声あり）

教育長

ご異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

教育長

それでは、議第22号につきまして、ご異議はございませんか。

各委員

（「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

教育長 以上をもちまして、秘密会を終了したいと思います。傍聴人の入場を認めます。ここで暫時休憩といたします。

（ 午前 1 1 時 3 6 分 終了 ）